

橋本市病院事業管理規程第5号

橋本市民病院指定居宅介護支援事業運営規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり告示する。

令和6年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一



橋本市民病院指定居宅介護支援事業運営規程の一部を改正する規程

橋本市民病院指定居宅介護支援事業運営規程(令和2年病院事業管理規程第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(その他の運営についての留意事項) 第10条 略 (高齢者等虐待防止措置) 第11条 <u>ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、</u> <u>次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</u> 一 <u>ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会</u> <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> 二 <u>ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u> 三 <u>ステーションにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> 第12条 略	(その他の運営についての留意事項) 第10条

この規程は、令和6年4月1日から施行する。